

九農第1233号
令和6年12月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

九重町長 日野康志

市町村名 (市町村コード)	九重町 (444618)
地域名 (地域内農業集落名)	筌ノロ・北方 (筌ノロ・北方)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

労働力が不足しており、管理できる規模が縮小されている。耕作者の減少により、水路の維持管理などが厳しくなってきている。耕作者が減り、耕作放棄地が今後増えていく懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

作物については基本、水稻とする。今後、転作による高収益作物等も検討していく。
入作を希望する認定農業者や認定新規就農は常時受入れを促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本は農業振興地域内の農用地区域内の農地とする。その他地域の担い手や認定農業者、認定新規就農者の経営地は別個で区域に編入する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

必要に応じて農業委員会へ情報提供を行い、担い手とのマッチングを図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は可能な限り、農地を機構へと貸し付ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今後、意向を確認する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手が見つからない土地は、入作を希望する認定農業者や、認定新規就農者の受入れを促進する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣の侵入防止柵を設置するなど鳥獣害について対策を行う。

⑦担い手が見つからない土地は日本型直接支払交付金事業を活用し、保全管理に努める。